



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年9月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久小田井ショッピングセンター
佐久市小田井613番地1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカサワマテリアル
佐久市野沢94番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ビバホーム	坂本 晴彦	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田2丁目2番15号
株式会社三喜	野田 孝文	千葉県柏市中央町4-20
株式会社ワシントン靴店	北川 裕久	富山県富山市婦中町青島401
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
藤久株式会社	中松 健一	愛知県名古屋市中東区高社1-210
株式会社シーシーディ	小森 繁	東京都千代田区神田紺屋町7番地 神田システムビル2F
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
株式会社寝具館	西澤 仁志	佐久市小田井613-1
株式会社グローバルネクスト	大森 孝広	上田市天神3-5-1
ベリンダ	木内 めぐみ	佐久市小田井613-1
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル
株式会社平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳1丁目15番地3
株式会社土屋鞆製造所	土屋 成範	東京都千代田区外神田6-8-3 3F

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445番地
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田2丁目2番15号
株式会社三喜	野田 孝文	千葉県柏市中央町4-20
株式会社ワシントン靴店	北川 裕久	富山県富山市婦中町青島401
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
藤久株式会社	筒井 和宏	愛知県名古屋市中東区高社1-210

株式会社シーシーディ	小森 繁	東京都千代田区神田紺屋町7番地 神田システムビル2F
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
株式会社寝具館	西澤 仁志	佐久市小田井613-1
株式会社グローバルネクスト	大森 孝広	上田市天神3-5-1
ベリンダ	木内 めぐみ	佐久市小田井613-1
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル
株式会社平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳1丁目15番地3
株式会社土屋鞆製造所	土屋 成範	東京都千代田区外神田6-8-3 3F

- 4 変更した年月日
令和4年7月1日ほか
- 5 届出年月日
令和4年9月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年9月15日から令和5年1月16日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年9月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ上田武石店
上田市武石沖字鳥羽210-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
芙蓉総合リース株式会社	辻田 泰徳	東京都千代田区麴町五丁目1番地 住友不動産麴町ガーデンタワー

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
芙蓉総合リース株式会社	織田 寛明	東京都千代田区麴町五丁目1番地1

- 4 変更した年月日
令和4年4月1日
- 5 届出年月日
令和4年9月6日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年9月15日から令和5年1月16日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

県営諏訪平地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年9月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営諏訪平地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年9月16日から令和4年10月18日まで
- 3 縦覧の場所
諏訪市役所

農地整備課

公告

松本市中山土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年9月15日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

理事

新任

氏名	住所
中島 俊治	松本市大字中山1193番地
小松 一郎	松本市大字中山4116番地1
川上 潔	松本市大字中山5551番地1
南山 國彦	松本市大字中山6340番地

重任

氏名	住所
丸山 孝昭	松本市大字中山2249番地
仙石 正武	松本市大字中山6036番地
赤羽 信彦	松本市大字中山4665番地

退任

氏名 住所

百瀬 勝雄 松本市大字中山995番地イ
小笠原 力男 松本市大字中山3114番地
百瀬 誠一 松本市大字中山5334番地1
百瀬 淳雄 松本市大字中山6647番地1

監事

新任

氏名 住所

山田 徳彦 松本市大字中山3893番地

重任

氏名 住所

松田 和久 松本市大字中山5807番地1
大田 辰男 松本市大字中山2903番地

退任

氏名 住所

洞澤 好幸 松本市大字中山4078番地

農地整備課

公告

令和4年8月31日、長野県小渋川土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を認可しました。

令和4年9月15日

長野県南信州地域振興局長 丹羽 克寿

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年9月15日

長野県佐久建設事務所長 小林 敏昭

1 許可番号

令和4年3月14日 長野県佐久建設事務所指令3佐建第66-19号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市長土呂字南上中原763-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市中込2787-1

有限会社田園不動産 代表取締役 田中 明

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年9月15日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

1 (1) 許可番号

令和4年8月18日 長野県長野建設事務所指令4長建第102-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字郷原273-1の内、274-1、274-2、274-ロの内、275-1、276-1の内、276-2、276-11、276-36、277-1、277-9、277-15

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市柳町35-4
株式会社アットユウライフ 代表取締役 久保田 博 巳

- 2(1) 許可番号
令和4年6月21日 長野県長野建設事務所指令4長建第103-2号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字小布施字烏林2303-5、2303-11

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中野市大字吉田1114-1 ルミエールライフA棟101
小 島 拓 実

都市・まちづくり課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

令和4年9月15日

長野県飯田建設事務所長 太 田 茂 登

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日 令和4年8月5日
- 3 指定道路の位置 市道上郷490号線
起点 飯田市上郷飯沼1558-4
終点 飯田市上郷飯沼1560-4
- 4 指定道路の幅員 7.00～9.75メートル
- 5 指定道路の延長 95.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和4年9月15日

長野県佐久建設事務所長 小 林 敏 昭

- 1(1) 指 定 番 号 佐久第405号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和4年7月7日
- (4) 指定道路の位置 小諸市大字御影新田字池ノ上2257-11、2269-20
- (5) 指定道路の延長 68.72メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.26メートル
- 2(1) 指 定 番 号 佐久第406号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和4年8月18日
- (4) 指定道路の位置 佐久市岩村田字北西ノ久保2376-1
- (5) 指定道路の延長 20.22メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.00メートル
- 3(1) 指 定 番 号 佐久第407号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和4年8月30日
- (4) 指定道路の位置 佐久市下小田切字栗の木431-1、431-4
- (5) 指定道路の延長 22.58メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.29メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和4年9月15日

長野県上田建設事務所長 中島俊一

- 1 指定番号 上田第740号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和4年7月13日
- 4 指定道路の位置 東御市常田字伊勢原291-1、291-13、295-1、296-1、297-1
- 5 指定道路の延長 76.93メートル
- 6 指定道路の幅員 6.12メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和4年9月15日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃敏成

- 1 指定番号 諏訪第1048号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和4年8月5日
- 4 指定道路の位置 茅野市玉川字西久根2892-4
- 5 指定道路の延長 34.87メートル
- 6 指定道路の幅員 4.35～4.64メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和4年9月15日

長野県伊那建設事務所長 石田良成

- 1 (1) 指定番号 伊那第616号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和4年7月6日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡中川村片桐4059-8、4080-7、4081-5、4081-6
- (5) 指定道路の延長 69.16メートル、5.10メートル、36.46メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.00メートル、4.00～6.00メートル、6.00メートル
- 2 (1) 指定番号 伊那第617号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和4年8月15日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字丸山1888-2
- (5) 指定道路の延長 34.29メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.22～4.27メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和4年9月15日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 1 (1) 指定番号 松本第379号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和4年8月3日
(4) 指定道路の位置 安曇野市豊科高家1071-13、1071-13先
(5) 指定道路の延長 34.25メートル
(6) 指定道路の幅員 4.90メートル
- 2 (1) 指定番号 松本第380号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和4年8月25日
(4) 指定道路の位置 安曇野市穂高8312-6
(5) 指定道路の延長 83.86メートル
(6) 指定道路の幅員 4.88メートル

建築住宅課